

広島修道大学における「独占禁止法教室」の開催について

平成27年6月10日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として、経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員等による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を広島修道大学において、下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成27年6月17日（水）10：45－12：15
- 2 場 所 広島修道大学 3101教室
広島市安佐南区大塚東1-1-1
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局職員
- 4 対象者 広島修道大学 法学部・経済科学部学生
- 5 テーマ 「独占禁止法と下請法」

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、平成27年6月16日（火）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所総務課 電話 082-228-1501（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/c_chugoku/index.html